

【別紙】 第3期花巻市子ども・子育て支援事業計画（素案）への意見と市の考え方 【パブリックコメント】

No.	頁	章	項目	意見の内容	市の考え方	反映
1	20	2	1 保育園・認定こども園・幼稚園等の状況（3）幼稚園	花巻幼稚園の園児数が相当減ってきているようですが、閉園も検討していいと思います。そもそも、なぜ2年保育なのでしょう。今は保育園へ低月齢から預ける家庭が多く、全体的にも幼稚園の利用が減っている中で、さらに4歳からの入園というのは、それ程需要も多くないと思います。私立幼稚園も、園児数が減ってきているので、公立は閉園し、私立を選択してもらう方向で良いと思います。	花巻幼稚園の運営につきましては、少子化の進行や園児数の減少を踏まえ3年保育の導入について検討した経緯がございますが、私立幼稚園への影響等を考慮し、実施を見送ってきたところです。教育委員会といたしましては、「花巻市公立保育園・幼稚園の適正配置に関する基本指針」に示す公立幼稚園の役割を踏まえ、市全体のニーズや保護者のご意見も捉えながら、今後のあり方について慎重に検討してまいります。	今後や実施段階での検討課題
2	23	2	2 小・中学校の状況	笹間第一小学校と第二小学校が統合しましたが、その際、ゆくゆくは太田小学校との統合を視野に入れているとのことでしたが、いつ頃と考えているのがお聞きしたいです。児童数の推移を見ると、笹間、太田合わせて令和2年度が233人でしたが、令和6年度には192人と41人減少しています。比較的人数の多い高学年が卒業していくと、今後更に減少していくと思われます。さらに、令和5年度の笹間、太田地区の出生数は10人を切っていたと聞いています。小学校の統合は数年で準備が整うものではないと思うので、早めに計画を始めてほしいです。1学年10人を切るという現実がすぐ先に見えてきています。	笹間第一小学校と太田小学校との学校統合につきましては、笹間第二小学校が笹間第一小学校との学校統合を進める際、笹間地区から「将来的には、西南地区としての小学校統合も見据えつつ、笹間第一小学校と笹間第二小学校を統合すること」などの要望をいただいたことを受け、笹間地区の意向や「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」、児童数の推移見込みを内容とする太田小学校PTA役員との教育懇談会を開催したところであります。教育懇談会では学校統合に関し様々な意見があったことから、太田小学校PTA役員からは、PTAとして様々な視点から検討を重ねるために一定の時間を要するとの回答をいただいております。現在もその作業中でありますことから、現時点では両校の学校統合がいつ頃とのお尋ねには明確なお答えは出来かねます。教育委員会といたしましては、まず、保護者の考えを尊重すべきであるとの考えから、その意見がまとまったうえで地域に対してもご理解をいただくという流れで進めたいと考えております。	今後や実施段階での検討課題
3	49 105	4, 5	2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について	「誰でも通園制度」は課題が多いと考えます。国はメリットとして保育士など、専門職から年齢の発達や育児を学べる、また子育ての悩みを相談できる。子どもの良いところや発達を伝えてもらうなどあげている。しかし、月10時間、週にすると一日2.5時間。月4日預けるとして、その時間内にこれらの事を伝え合うことは難しいと考えます。「デメリット」保育士不足で保育現場の負担増、事故のリスク上昇、保育現場が混乱する可能性有り。在園児と同室で保育すべきか見定める必要有り。受け入れ側は細切れで不定期な保育に対し、発達やアレルギーなどの特性を把握することが難しい。人見知りの時期の乳幼児、事前面談もなく単発的に数時間預ける場合、子どもにとってもストレス。保育士は泣いている子どもを抱っこしてつきっきりになる。毎回「はじめまして」で終わる。施設側は、いつ何人の子どもの預けなければならないか、把握することができないので、保育者を配置、確保するのが難しい。利用者が少ない月は、施設側で人件費の赤字を背負わなければならない。 「配置基準」がおかしいまま、そもそも保育士が足りないという問題を放置している。誰もが通園するのは良いが、一体誰が保育するのですか。どこの施設にも通っていない子どもを受け入れられるとしたら、少子化により定員に満たない保育園、こども園、幼稚園などで、職員に余裕のある施設があれば可能かもしれません。 「誰でも通園制度」は課題の多い制度と考えます。	「こども誰でも通園制度」は、生後6か月から満3歳未満で保育園などに入園していないこどもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育園などを柔軟に利用できる新たな通園制度です。令和8年度から市町村に実施の義務が課せられ、全国で実施されることから、市では、令和8年度からの実施に向けて検討を行っているところです。実施にあたっては、全ての施設において実施するものではなく、希望する施設において実施することとなります。この制度により、こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を通じて成長していくことができること、また、保護者がこどもとの関わりや遊びについて専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、孤立感や不安感を抱える保護者の負担感の軽減・解消につながるものと考えております。 今後は、市において、乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）の設備及び運営に関する基準について、市の条例で定めるものとされていることから市の条例を制定し、その基準を満たし適切に事業を実施できると認められる事業者に対し認可を行うこととなりますし、事業開始後においても、当該施設が認可基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等を行い、適切に事業を行っているか管理・監督を行って参ります。併せて、令和7年度より先行して実施する自治体の取組の状況を参考としつつ、受け入れる施設のご意見を伺いながら、安心して利用できる事業とするよう検討を進めて参ります。	今後や実施段階での検討課題
4	54	4	1－6 経済的負担の軽減	物価高に合わせて児童手当も増額してほしい。少子化だからこそ第2子や第3子の優遇ばかりでなく第1子から手厚く支援して頂きたい。	児童手当につきましては、令和6年10月1日より国において制度の抜本的拡充が行われ、支給対象が中学生までから高校生年代にまで支給期間が拡充されておりますが、第1子、第2子への支給額については変更がないことから、今後の国の動向を注視してまいります。なお、市においては、第1子の保育料を約4割を負担するなどの支援を行っているところであります。	今後や実施段階での検討課題
5	54	4	1－6 経済的負担の軽減	妊婦の医療費助成も、産後半年くらいまで使えるようになるとありがたい(産後体調が戻るまで不調になりやすい為)	「妊産婦医療費助成」は、医療費の自己負担額の一部を助成して経済的負担を軽減することで、妊産婦の適正な医療を確保し、健康の保持、生活の安定を図ることを目的に岩手県が行う事業となっております。 当市は、岩手県の基準に、市独自の拡充を行い事業を実施しており、市内のすべての妊産婦が対象となるように県が設けている所得制限を撤廃し、また、受給者負担額についても、岩手県が1医療機関ひと月につき入院5,000円、外来1,500円としているところを、上乗せを行い、1医療機関ひと月につき入院2,500円、外来750円として、経済的負担軽減に努めております。 対象となる期間については、「妊娠5ヶ月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの者」としており、これは、県内すべての市町村が、同じ取り扱いとしているところです。 ご意見のあった対象となる期間の拡大については、ニーズや意見を捉えながら、県及び県内市町村の動向を注視し、慎重に検討してまいります。	今後や実施段階での検討課題